

平成27年（行サ）第1号 公務談合損失補填請求事件

平成27年（行ノ）第1号

平成26年（行ク）第9号

原告 岩崎 信

被告 延岡市長 首藤 正治

最高裁判所

原告 岩崎 信

証拠説明書2 (4月15日付証拠説明書をこれに差し替える。)

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
36	監査請求権者と請求期限	平成27年4月	市長、議会、監査委員が監査請求できる期間に制限がないこと。市民納税者に対してのみ、監査請求できる期間を1年に制限することは、不当な差別であること。平等保護違反であること。	原告	写
37	釈明権不行使が違法となる基準(民事訴訟法講義)	平成27年4月	釈明してやれば当事者が容易に応じ判決の結論が変わることが明らかなような場合には、釈明義務があること。釈明権の行使を怠れば、それが審理不尽の違法をもたらす、上告審による破棄理由になること。	栗田隆(関西大学法学部教授)	写
38	裁判を受ける権利と司法制度(11枚)	2007年	裁判管轄については、法律=議会制定法によって規定されることが憲法上の要請であること。裁判官に指図からの自由と身分上の独立が認められていなければ、独立した憲法上の裁判官とはいえないこと。	片山智彦	写
38-2	裁判を受ける権利と司法制度(9枚)	2007年	憲法32条は、裁判官の独立性、中立性、当事者に対する距離などの憲法上の要請を満たした裁判官による裁判を保障している		
39	行政訴訟に関する外国事情調査結果(フランス)	平成14年	監査請求の前置なしに、何人でも憲法上の訴権があること。住民訴訟・選挙訴訟に相当する訴えは、フランスでは民衆訴訟ではない通常の訴えに含まれること。納税者の資格で、財務会計上の決定の取り消しを争う場合について、判例法は、市町村、県、植民地の納税者について訴えの利益を肯定したこと。訴えの利益は極めて広範に認められており、例えば、地名変更決定を住民が争う場合、路面電車の廃止決定を利用者が争う場合、キャンプ愛好者が一度も訪れたことのない地域でのキャンプ禁止命令を争う場合について、原告適格が肯定されていること。	立教大学教授橋本博之	写
40	内藤裕之判事の経歴	平成27年3月1日	第一審裁判長、内藤裕之判事の経歴。指図からの自由と身分上の独立が認められていないこと。裁判官の独立が侵されていること。 http://www.e-hoki.com/judge/1970.html	新日本法規出版株式会社	写
41	佐藤明判事の経歴	平成27年3月1日	控訴審裁判長、佐藤明判事の経歴。指図からの自由と身分上の独立が認められていないこと。裁判官の独立が侵されていること。 http://www.e-hoki.com/judge/1282.html		写
42	「裁判が日本を変える」127頁	2007年8月5日	裁判官の独立が侵されていること。「裁判所の所属なのか、行政庁の所属かわからない裁判官が裁判をするのでは、行政庁に有利な裁判をすることは明らか」であること。判検交流下の行政訴訟は、厳密に言えば、裁判とはいえない裁判であること。昨日まで国側代理人を務めていた検事上がりの裁判官が国側の利益に従うのは見やすい道理であること。その結果、訴訟の門前払いが横行することになること。	弁護士生田暉雄(元裁判官)	写

43	日本のキャリアシステムの非民主性「絶望の裁判所」(16枚)	平成26年 2月20日	裁判官の独立が侵されていること。 強制的転所移住、免職、転職を3年毎に繰り返す人事制度によって、判事は基本的人権を奪われていること。自分の基本的人権を剥奪されている者に国民の基本的人権を守ることはできないこと。204p 最高裁判所事務総局人事局によって裁判官の判決が統制されていること。90p 裁判官の独立性を事実上ほぼ完全に近いといってもよいほどに奪い、制度に屈従する精神的奴隷と化していること。96p	瀬木比呂志 (元裁判官)	写
44	法務省における検事の職務	平成16年 11月12日	裁判官の独立が侵されていること。 訟務部門では、国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟などの訴訟事件を進行していること。また、地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の民事訴訟及び行政訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、これを進行していること。	法務省	写
45	三村 仁 検事 (東京法務局 訟務部付 平成12年度任官)	平成25年 9月5日	裁判官の独立が侵されていること。 東京法務局訟務部付検事の任務が、国、地方公共団体等の行政機関の弁護活動であること。準備書面を作成し、裁判所に対し、国の主張をいかに説得的にアピールできるかを日々模索していること。 東京法務局訟務部付検事であった内藤裕之判事も同様の弁護活動に従事していたこと。裁判官としての良心の独立を侵されていたこと。	法務省	写
46	判検交流	平成26年 2月17日	裁判官の独立が侵されていること。 法務省の訟務検事として国の代理人を務めた裁判官出身者が裁判所に戻って、国を相手取った賠償請求訴訟を担当するのは裁判の公正を損なうと日本弁護士連合会などから指摘されていること。判検交流は法的根拠なく行われていること。	Wikipedia	写
47	衆議院 -法務 委員会-5号 平成17年10月14日 議事録	平成17年 10月14日	裁判官の独立が侵されていること。 訟務検事とは、国の企業内弁護士であること。 「当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき」が満たされるだけで除斥理由として十分であること。	衆議院	写
48	講演「権利のための闘争」(19枚)	1872年3 月11日	市民の公共的善行を慮げる1年制限規定は無効撤廃される必要が有ること。 国民の健全な権理感覚を養成することが最重要の課題であること。健全な権利感覚に反するすべての法規を除去するとともに、裁判所の独立を保障し、訴訟制度をできるかぎり完全に整える必要があること。 「私権に関する市民の権理感覚が、鈍感・臆病・無気力であり、不公正な法律や劣悪な制度に遮られて個人が自分の力を自由に力強く発揮する場がなく、支持と助力を期待してしかるべき場合に迫害が行われ、その結果、不法・無法は耐え忍ぶもの、どうにもならないものだ、という風土が慣れっこになったとするならば、そんなに卑屈な、いじけた、無気力な権理感覚が個人市民 = 全国民を覆い尽くすこと。 自由独立たるべき裁判官が、他者の転勤強要に応じてはならないこと。	イエーリング	写

49	<p>手続保障としての「裁判を受ける権利『実効的基本権保障論』318頁</p>	1993年	<p>遠隔地居住当事者の求めに応じて口頭弁論調書をファクシミリ送信しないことは当然配慮義務違反であり、原告の状況把握権、調書異議申立権を侵害し、法的聴聞権を侵害したこと。裁判官による手続き形成は、民事訴訟の当事者が手続きについて当然に期待して良いレベルのものでなければならないこと。具体的状況下での手続関係人に対する配慮を一般に義務づけられていること。 「当事者に告知することなくそれを判決で突然に変更して新たな法律問題を取り上げる」場合、「原審判決の触れていない新たな法律問題を上訴審裁判所が裁量で取り上げる場合」は不意打ち判決として破棄理由となること。 裁判所がその決定に至るまで討論されなかった法的観点をその決定の基礎とし、それでもって、それにより不利益を受ける手続関係人がこの時点までの手続きの経過によれば計算に入れる必要のない方向転換を法律上の争いに与えている場合は、不意打ち判決であるから、破棄理由となること。 裁判手続の始まり、その主要な事実そしてその目下の状態についての十分な情報提供義務が裁判所にはあること。</p>	笹田栄司	写

50	行政事件からみた親切的訴訟「人間の尊厳と司法権」木佐茂男著	1990年	<p>遠隔地居住当事者の求めに応じて口頭弁論調書をファクシミリ送信しないことは当然配慮義務違反であり、原告の況把握権、調書異議申立権を侵害し、法的聴聞権を侵害したこと。</p> <p>行政機関が当事者である事件では、市民の訴状に対応し、あらゆる事件関連記録が、行政機関及び裁判所によって、収集提出されなければならないこと。</p> <p>最終口頭弁論の終了時に確定した原告の陳述内容が判決を求める内容であって、それ以前はすべて準備段階であること。(359p)</p> <p>訴えの変更となる場合でもそれが原告の裁判を受ける権利を保障するにふさわしいと考えられると、「裁判所が変更を適切と考えるとき」にあたるものとされ、変更の手続は調書に簡単にメモが記載されて終りであり、全く簡単であり、被告行政庁の同意は不要であること。</p> <p>善解の可能性があるにも関わらず善解をしない場合には配慮義務違反であること。</p> <p>「善解」など親切的訴訟は基本的に法治国家原則と裁判を受ける権利から導かれること。</p> <p>裁判長は係争事案を当事者と事実及び法について討論しなければならないこと。</p> <p>裁判所の法的な考慮を決定前に聞き知り、これに影響を及ぼしうるようにならざることを裁判所に義務づけて初めて聴聞が「法的」になること。</p> <p>単なる公正な聴聞ではなく、当事者が裁判手続の中で能動的に影響をもちうるものでなければならないこと。</p> <p>ドイツ憲法裁判所は、裁判手続を人間化し社会的に造り直すという意味で権威的官僚主義的行為様式を相当に変えることに貢献し、法的聴聞の環庇を理由とする破棄判決を下してきたこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の終了時に、従来述べられた事実が裁判所によって法的にどう評価される見込みがあるか、どのように決定される見込みであるかを公表し、これにより当事者にその主張を補う機会を再度与えることが必要であること。</p> <p>口頭弁論では裁判官が重要と考える法的争点を示し、両当事者にとっての「びっくり判決」は防止されなければならないこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の中で自己の暫定的見解を両当事者に知らせ、びっくり判決を避け、必要があればさらに補足の主張を許さなければならないこと。</p> <p>法的聴聞の原則は人間の尊厳の表現であること。(354p)</p> <p>連邦憲法裁判所は早い時期から職権調査の不十分さは原告の法的聴聞を受ける権利を侵害するという判決を下してきたこと。363p</p> <p>連邦行政裁判所の判例には、下級審で敗訴した原告に有利に、職権調査の不十分を理由として差戻しをした一連のケースがあること。364p</p> <p>スペインでは、1975年の民主化開始以来、1956年に制定された行政裁判所法が未改正であるにもかかわらず、裁判実務は大幅に改善され、裁判官の独立が事実上も確保されてきたこと。日本でも憲法原理に立ち帰って、裁判実務により解釈論的改善を行うことが急務であること。380p</p> <p>行政情報が十分に提供されているならば情報公開法は必要ないこと。ドイツでは行政情報が十分なされていて、情報公開法がなかったこと。</p> <p>憲法上の国民主権、表現の自由、参政権、納税者が行政情報を知る権利等から、行政情報は公開されなければならないこと。</p> <p>裁判官が「個」を確立し、自由と人権を獲得する必要が有ること。裁判官自らが真の自由を享受して初めて憲法の本質に則って、他人の人権に配慮した裁判をなすこと。</p> <p>国民のための裁判を行う裁判官自身にとって「人間の尊厳」が必要であること。</p> <p>自己自身の尊厳が現実には保障された裁判官によって初めて裁判は「人間の尊厳」を確保できるものとなること。</p>	木佐茂男(法学者、弁護士)	写
----	-------------------------------	-------	---	---------------	---